

臨時株主総会及び 普通株主様による 種類株主総会 招集ご通知

日 時

2022年4月27日（水曜日）
午前10時

場 所

福岡市東区馬出一丁目11番11号
当社本店三階会議室

決議事項

【臨時株主総会】

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役1名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

議 案 定款一部変更の件

議決権行使期限

2022年4月26日（火曜日）
午後5時30分まで

日本乾溜工業株式会社

証券コード：1771



CONTENTS

- 臨時株主総会及び普通株主様による
種類株主総会招集ご通知 …………… 1
(添付書類)
- 臨時株主総会参考書類 …………… 5
- 普通株主様による種類株主総会
参考書類 …………… 10

お土産の配付中止について

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード 1771
2022年4月8日

福岡市東区馬出一丁目11番11号

日本乾溜工業株式会社

代表取締役社長 伊 東 幸 夫

臨時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の臨時株主総会には「定款一部変更の件」を第1号議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、本総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。

当日の出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年4月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、上記の行使期限までに当社の指定するサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市東区馬出一丁目11番11号
当社本店三階会議室

3. 会議の目的事項

【臨時株主総会】

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決 議 事 項

- 議 案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kanryu.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

<新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ>

- ◆ご来場いただく場合はマスクの着用とアルコール消毒液による手指の消毒についてご協力をお願い申し上げます。
- ◆会場入口において、株主様には体調のご確認や検温にご協力をお願い申し上げます。
- ◆体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主総会へのご出席をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。
- ◆会場運営スタッフは、当日の体調を十分に確認したうえで、全員マスクを着用して対応いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



開催日時 2022年4月27日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

インターネットによる議決権行使



行使期限 2022年4月26日（火曜日）午後5時30分まで

パーソナルコンピュータやスマートフォンから当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及びパスワードをご入力の上、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。

なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、次頁に記載のお問合せ先にご照会ください。

スマートフォンを
ご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。詳細は次頁をご覧ください。



郵送による議決権行使



行使期限 2022年4月26日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

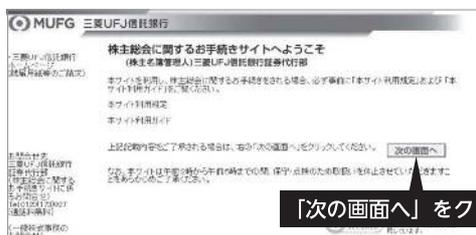
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

二次元コード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記二次元コードを利用してアクセスすることも可能です。

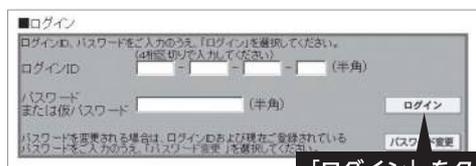


① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



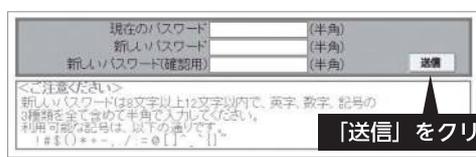
「次の画面へ」をクリック

② お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました。

「ログイン用二次元コード」
はこちら



議決権行使書副票（右側）

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、左記のご案内に従ってログインしてください。

！ 注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使についてのお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

通話料無料 受付時間 午前9時～午後9時

臨時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、当社が発行する優先株式への配当金について、その発行要領において、算定基準日における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（以下「日本円TIBOR」といいます。）を指標として算定するものと定めるとともに、日本円TIBORが算定基準日に公表されない場合における代替指標を、ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値（以下「LIBOR」といいます。）又はこれに準ずると認められるものと定めています。

しかしながら、当社が代替指標と定めるLIBORについて、その運営機関から2021年12月末をもって公表を停止することが発表され、当社が発行する優先株式への配当金の算定における代替指標を変更する必要性が生じたことから、現行定款第13条（優先株式への期末配当金）の変更を行うものであります。

また、優先株式の取得請求にかかる定款の定めについて、当該優先株式発行時より（発行要領にて）、優先株主が2株以上の優先株式について取得を請求した場合、取得を請求する優先株式の総数を基準価額で除して、1株に満たない端数を切り捨てて、交付する普通株式の数を算出することを定めています（同ルールに従い有価証券報告書にも潜在株式調整後の数値等を記載しています）が、現行定款の文言では、請求を求める優先株式1株ごとに基準価額で除して、1株に満たない端数を切り捨てて、交付する普通株式の数を算出するようにも読めます。例えば、10株の優先株式について取得を請求する場合、このような算出を10回繰り返すようにも読めますが、このような算出方法にて、交付する普通株式の株数を求めることは想定しておりません。したがって、交付する普通株式の数を算出する際、取得を請求する優先株式の総数を基準価額で除して、1株に満たない端数を切り捨てることを一義的に明確にするために、現行定款第13条の8（優先株式の取得請求と普通株式の交付）の変更を行うものであります。

さらに、種類株主総会に関し、対象株主の明確化及び事務手続の効率化の観点から、定時株主総会と同日に種類株主総会を開催する場合の基準日を予め定めること等の手続を整理するため、現行定款第20条の2（種類株主総会への準用）の変更を行うものであります。

なお、本定款変更の効力の発生は、本臨時株主総会において本議案が原案どおり承認されること並びに普通株主様による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会において本定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(優先株式への期末配当金)</p> <p>第 13 条 当社は、第50条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1事業年度につき優先株式1株あたり発行価額の100分の10に相当する額を上限として、<u>優先株式発行に際して取締役会決議で定める額の剰余金の配当</u>（以下、「優先期末配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。</p> <p>ただし、当該事業年度において、第13条の4に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。</p>	<p>(優先株式への期末配当金)</p> <p>第 13 条 当社は、第50条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1事業年度につき優先株式1株あたり<u>50円</u>を上限として次項に定める方法により算定された額の剰余金の配当（以下「優先期末配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。</p> <p>ただし、当該事業年度において、第13条の4に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>2. <u>優先期末配当金は、以下の算式に従い算定される額とする。ただし、優先期末配当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</u></p> <p><u>優先期末配当金 = 500円 × (日本円TIBOR + 1.50%)</u></p> <p><u>この場合、「日本円TIBOR」とは、毎年10月1日（以下「優先配当算出基準日」という。）午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までに各事業年度について適用される。ただし、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）午後3時を基準時刻とする東京ターム物リスク・フリー・レート6ヶ月物として株式会社QUICKベンチマークスによって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(条文省略)</p> <p>(優先株式の取得請求と普通株式の交付)</p> <p>第 13 条の 8 優先株主は、平成20年 4 月 1 日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、<u>優先株式 1 株と引換えに、払込価額を第13条の9に定める額（以下「基準価額」という。）で除して得られる数の普通株式の交付を請求することができる。</u>ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては 1 株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(種類株主総会への準用)</p> <p>第 20 条の 2 <u>第15条から第20条までの規定は、当会社の種類株主総会について、これを準用する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(条文省略)</p> <p>(優先株式の取得請求と普通株式の交付)</p> <p>第 13 条の 8 優先株主は、平成20年 4 月 1 日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、<u>取得請求に係る優先株式の発行価額の総額を第13条の9に定める額（以下「基準価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。</u>ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては 1 株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(種類株主総会への準用)</p> <p>第 20 条の 2 第12条の規定は、<u>定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第15条、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定は、当会社の種類株主総会について、これを準用する。</u></p> <p>3. <u>第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u></p>

第2号議案 取締役1名選任の件

本臨時株主総会終結の時をもって取締役伊東幸夫氏は辞任により退任いたしますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普 通株式数
かねだともひと 兼田智仁 (1955年4月18日生) [新任]	1979年4月 丸紅株式会社入社 2001年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社入社 2010年4月 同社執行役員 2013年4月 同社取締役兼常務執行役員 2015年4月 同社C S O (経営企画・人事総務本部長) 兼常務執行役員 2016年4月 同社代表取締役副社長 2017年4月 同社代表取締役社長 2020年4月 同社代表取締役会長 2021年4月 同社相談役 2022年1月 当社入社顧問 (現任) 現在に至る	一株
(取締役候補者とした理由) 兼田智仁氏は、丸紅株式会社ならびに伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社において、国内外で豊富な実務経験と知見を積み、2013年4月からは伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の取締役として、C S O、代表取締役社長等を歴任しております。 これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上と成長に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。保険料は全額当社が負担しております。被保険者が役員としての業務に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

以上

普通株主様による種類株主総会参考書類

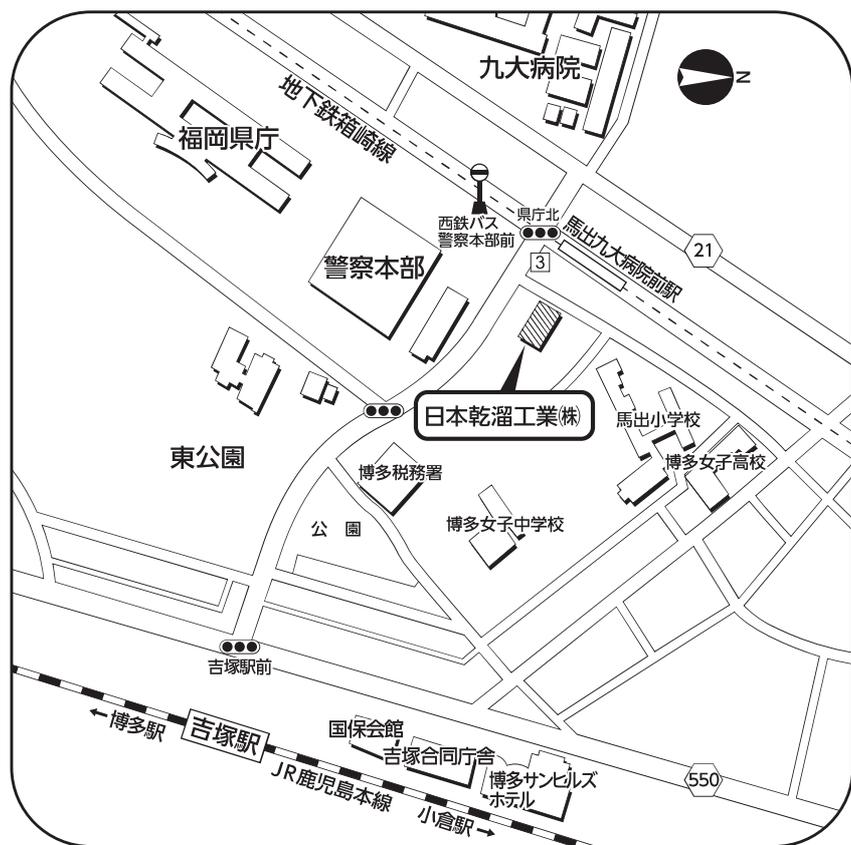
議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

議案の内容につきましては、臨時株主総会参考書類5頁から8頁に記載の第1号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上

臨時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会会場ご案内略図



会 場

当社本店三階会議室
福岡市東区馬出一丁目11番11号
TEL (092) 632-1050

交通のご案内

J R

鹿児島本線吉塚駅より徒歩約7分

地下鉄

箱崎線馬出九大病院前駅
3番出口より徒歩約1分

西鉄バス

警察本部前バス停より徒歩約2分

(お願い)

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



UD FONT